

資 料

チェコ共和国憲法

早 川 弘 道
佐 藤 史 人
高 田 知 子 共訳
馬奈木厳太郎

チェコ共和国憲法（1992年12月16日採択・1993年1月1日施行）〔翻訳〕

1992年12月16日

チェコ国民議会は、以下の憲法を制定した。

前 文

我々、ボヘミア、モラヴィアそしてシレジアにおけるチェコ共和国市民は、独立チェコ国家再建の時に際し、ボヘミア王冠の地のゆかしき国制およびにチェコスロヴァキアの国制にまつわるあまねく良き伝統に従い、人の尊厳と自由の不可侵の価値という精神に則り、他者に対する自らの義務と社会全体への自らの責任に自覚を有する平等で自由な市民の祖国として、人権の尊重と市民社会の諸原理に基礎をおく自由で民主的な国家として、ヨーロッパおよび世界の民主主義国家の家族の一員として、チェコ共和国を建設し、護り、発展させることを決意し、継承された天然の富、文化の富、物質的な富そして精神的な富を護り発展させるため共に行動することを決意し、証明された法治国家のあらゆる原理に立脚することを決意して、自由に選挙された代表を通じ、ここにチェコ共和国憲法を採択する。

第1章 基本条項

第1条

チェコ共和国は、人および市民の権利と自由の尊重に基づいた主権的で統一的な民主的法治国家である。

第2条

① 人民は、国家におけるあらゆる権力の源である。人民は、その権力を立法、行政および司法権の諸機関を通じて行使する。

- ② 憲法的法律は、人民が直接に国家権力を行使すべき場合を定めることができる。
- ③ 国家権力は、全ての市民に奉仕し、法律に定められた範囲と方法においてのみ、適用される。
- ④ 全ての市民は、法律で禁じられていないことを行うことができる。何人も法律に定められないことを強要されない。

第3条

基本的権利および自由の憲章は、チェコ共和国の憲法秩序の一部を形成する。

第4条

基本的権利および自由は、司法権により保障される。

第5条

政治体制は、民主主義の基本的諸原則を尊重し、自らの利益推進の手段としての暴力を否定する政党の自由で自発的な結社と自由な競争に基づくものとする。

第6条

政治的決定は、自由な選挙によって表明される多数意思に由来する。多数派による決定は、少数派の保護について配慮しなくてはならない。

第7条

国家は、天然資源が経済的に利用され、天然の富が適切に保護されるよう配慮する。

第8条

地方自治体の自治は、これを保障する。

第9条

- ① 憲法は、憲法的法律によってのみ増補され改正されうる。
- ② 民主的法治国家の本質的基盤に関する変更は、許されない。
- ③ 民主的國家の諸基盤を廃止し、あるいは危機にさらすことは、いかなる法規範の解釈によっても正当化されない。

第10条

批准され、公布された、チェコ共和国を拘束する人権および基本的自由に関する条約は、直接拘束力のある規程として、法律に優先するものとして適用される。

第11条

チェコ共和国の領土は、不可分の全体を成すものとし、その国境は憲法的法律によってのみ変更可能である。

第12条

- ① チェコ共和国国籍の取得および喪失の方法は、法律によって規定される。
- ② 何人も、その意思に反して国籍を奪われない。

第13条

チェコ共和国の首都は、プラハとする。

第14条

- ① チェコ共和国の国家シンボルは、大小の国章、国色、国旗、大統領旗、国家印璽および国歌である。
- ② 国家シンボルの詳細とその使用は、法律で規定する。

第2章 立法権

第15条

- ① チェコ共和国の立法権は、国会に属する。
- ② 国会は二院、すなわち下院および上

院からなる。

第16条

- ① 下院は、4年任期で選出される200人の議員からなる。

- ② 上院は、6年任期で選出される81人の議員からなる。2年毎に、議員の3分の1を選挙で選出するものとする。

第17条

- ① 両院の選挙は、被選期間の満了前30日目から始まる期間中に行われ、満了日に終了するものとする。
- ② 下院が解散した場合は、その解散後60日以内に選挙が行われるものとする。

第18条

- ① 下院選挙は、比例代表の原則に基づき、普通、平等および直接選挙権に基づいた秘密投票によって行われるものとする。
- ② 上院選挙は、多数決制原則に基づき、普通、平等および直接選挙権に基づいた秘密投票によって行われるものとする。
- ③ 18歳に達した全てのチェコ市民は、選挙権を有する。

第19条

- ① 21歳に達した選挙権のある全てのチェコ共和国市民は、下院議員に選出されることができる。
- ② 40歳に達した選挙権のある全てのチェコ共和国市民は、上院議員に選出されることができる。
- ③ 下院および上院議員の議員の職務は、選出と共に開始する。

第20条

選挙権行使に関するその他の条件、選挙の組織および司法上の審査の範囲は、法律で定めるものとする。

第21条

何人も、同時に国会の両院の議員となることはできない。

第22条

- ① 上院または下院議員の職務と、共和国大統領の職権行使、裁判官の職務、および法律が定めるその他の職務は両立しな

い。

- ② 大統領としての地位に就いた日に、また裁判官、上院および下院議員と両立しないその他の職務を得た日に、上院および下院議員としての職務は失効するものとする。

第23条

- ① 下院議員は、その参加する最初の下院会議において宣誓をする。
- ② 上院議員は、その参加する最初の上院会議において宣誓をする。
- ③ 上院および下院議員の宣誓は、以下の通りとする。

「私は、チェコ共和国への忠誠を誓う。私は、憲法と法律を遵守することを誓う。私は自らの名誉にかけて、全人民の利益のために自らの最高の見識と良識をもって、自己の職務を遂行することを誓う。」

第24条

上院および下院議員は、その属する院の会議において、個人的になされた宣言によって職を辞することができる。重大な事情によりそれが妨げられた場合は、法律で定められた方式で手続をすることとする。

第25条

上院または下院議員の地位は、以下の場合に失われる。

- a. 宣誓拒否、または留保をともなう宣誓をした場合。
- b. 任期の満了。
- c. 辞職による場合。
- d. 被選挙資格喪失の場合。
- e. 下院議員の場合、下院の解散のとき。
- f. 第22条に定める、職務の非両立性が生じた場合。

第26条

上院および下院議員は、その職責を個人的に宣誓に従って行使し、その際いか

なる命令によっても拘束されないものとする。

第27条

- ① 上院議員も下院議員も、上院もしくは下院またはその機関内における投票について、責任を問われない。
- ② 上院議員も下院議員も、上院もしくは下院またはその機関内においてなされた発言について訴追されない。上院議員も下院議員も、その属する院の懲罰権にのみ服する。
- ③ 軽犯罪については、法律に特に定めのない限り、上院議員も下院議員もその属する院の懲罰権にのみ服する。
- ④ 上院議員も下院議員も、その属する院の同意がない限り訴追されない。院が同意を拒否した場合、訴追は永久に排除される。
- ⑤ 上院議員も下院議員も、現行犯またはその直後に捕らえられた場合にのみ、逮捕・勾留されうる。権限を有する機関は、拘禁につき被拘禁者の属する院の議長に直ちに報告しなければならない。被拘禁者が裁判所に移送されることにつき拘禁後24時間以内に院の議長が同意を与えない場合、権限を有する機関は、被拘禁者を釈放しなければならない。その直後の会議において、その院は、訴追が許されるか否かについて終局的効力をもつ決定を採択する。

第28条

上院議員および下院議員は、その地位を失った後であっても、自からの職務の遂行との関連で知りえた事柄について証言することを拒否する権利を有する。

第29条

- ① 下院は、下院の議長および副議長を選出および罷免する。
- ② 上院は、上院の議長と副議長を選出お

よび罷免する。

第30条

- ① 公共の利益に関わる事柄について調査する目的で、下院は、それが下院において少なくとも5分の1の議員によって提案された場合、調査委員会を設立することができる。
- ② 委員会手続は、法律で定められる。

第31条

- ① 両院とも、自らの機関として機能する委員会および審議会を設置することができる。
- ② 委員会および審議会の活動は、法律で規定するものとする。

第32条

政府の一員である上院議員または下院議員は、上院または下院の議長、副議長になることも、国会の委員会の構成員、調査委員会またはその他の審議会の構成員となることもできない。

第33条

- ① 下院が解散された場合、遅滞が許されず、異なる方法により法律の採択が必要とされる事項を規定するために立法的措置をとるのは上院の責務である。
- ② しかし上院は、憲法、予算、決算、選挙法および第10条による条約に関連する事項についての立法的措置の採択をする権限は無いものとする。
- ③ 立法的措置は、政府によってのみ、上院に提出されるものとする。
- ④ 上院による立法的措置は、上院議長、共和国大統領および首相によって署名される。立法的措置は、法律と同様の方法で公布されるものとする。
- ⑤ 上院による立法的措置は、下院の最初の集会において、下院により承認されなければならない。下院により承認されない場合、立法的措置は効力を失うものと

する。

第34条

- ① 両院の会期は、定常的なものとする。下院の会期は、選挙日から30日以内の適切な時期に、共和国大統領によって招集されるものとする。大統領がそれを行わない場合、下院は選挙日から30日目に集会を行うものとする。
- ② 院の会期は、決議により中断されうるものとする。中断にかかる期間は、総計で一年に120日を超えてはならない。
- ③ 会期が中断されている間、下院および上院議長は、予定された日より前に院の集会を招集することができる。議長は、共和国大統領、政府および当該院の構成員の少なくとも5分の1の要求を受けたときは常に招集するものとする。
- ④ 下院の会期は、その被選期間の終了または解散により終了する。

第35条

- ① 下院は、以下の場合、共和国大統領によって解散させられうる。
 - a. 下院が、下院議長による提案に基づき、共和国大統領により任命された首相の新たな政府に信任表明を行わない場合。
 - b. 下院が、政府が信任の問題と関連させた政府の議案について3ヶ月以内に議決を行わない場合。
 - c. 下院の会期が、許容されているよりも長く中断されている場合。
 - d. 下院が、会期が中断されず問題となる期間中定期的に会議が行われていたにもかかわらず、3ヶ月以上定足数を満たさなかった場合。
- ② 下院は、被選期間の終了に先立つ前3ヶ月に解散することはできない。

第36条

両院の会議は、公開されるものとする。公開は、法律の定める条件のもので

のみ排除されうる。

第37条

- ① 両院合同会議は、下院議長によって招集される。
- ② 両院合同会議の審議は、下院の手続規則に従う。

第38条

- ① 政府構成員は、両院、両院の委員会および審議会の会議に出席する権利をもつ。政府構成員は、自らが求める際にはいつでも討論に参加できるものとする。
- ② 政府構成員は、下院会議に、院の決定に基づき、本人が出席しなければならない。この規則は、たとえ政府構成員がその代理や他の政府構成員によって代理されている場合であっても、当該構成員の出席が特に要求されない限り、委員会、審議会および調査委員会の会議についても適用されるものとする。

第39条

- ① 院は、その構成員のうち少なくとも3分の1の出席のもと、有効な決定を採択することができる。
- ② 院の決議の採択は、憲法に特別の定めのない限り、出席する下院議員または上院議員の単純過半数による賛成を必要とする。
- ③ 戦争状態の宣言に関する決議の採択およびチェコ共和国領域内における外国部隊の展開を承認する決議の採択にあたり、総下院議員および総上院議員の単純過半数の支持が必要とされる。
- ④ 憲法的法律の制定および第10条に定める条約の承認に必要な定足数は、総下院議員の5分の3の特別多数および出席する上院議員の5分の3の特別多数とする。

第40条

選挙法、両院の相互関係および外的関

係の審議と折衝に関する諸原則を定める法律ならびに上院の手續規則に関する法律の制定にあたっては、上院および下院両院の承認が必要とされる。

第41条

- ① 法案は、下院に提出されるものとする。
- ② 法案は、下院議員、下院議員集団、上院、政府、または上級地方自治体単位の代表機関によって提出されることができる。

第42条

- ① 予算案および決算案は、政府によって提出される。
- ② 前項の法案は、公開の場で、下院のみによって審議の上決定される。

第43条

- ① 国会は、チェコ共和国が攻撃を受けた場合、または攻撃に対する集団的防衛に関する条約上の義務を履行する必要がある場合、戦争状態の宣言を決定できるものとする。
- ② 軍は、両院の同意の下でのみ、チェコ共和国の領域外に送られることができる。

第44条

- ① 政府は、全ての法案について、意見を表明する権利を有するものとする。
- ② 政府が、法案提出から30日以内に意見を表明しない場合は、肯定したと解釈されるものとする。
- ③ 政府は、政府がその法案について信任表明の要求と結びつけた場合、下院における政府提出案の審議をその提出から3ヶ月以内に終了するよう要求する権限をもつ。

第45条

下院が法案について可決したとき、下院はそれを上院に遅滞なく送付しなくて

はならない。

第46条

- ① 上院は、その提出後30日以内に法案を審議し、決定を下すものとする。
- ② 上院はその決定により、法案を承認、否決し、または修正を提案して下院に差戻することができる。また、法案に関与をしない旨表明することができる。
- ③ 第1項で定める期限内に上院が意見を表明をしない場合、法案は採択されたと解釈されるものとする。

第47条

- ① 法案が上院に否決された場合、下院は再度表決に付するものとする。法案は、総下院議員の単純過半数により可決された場合に、採択される。
- ② 法案が、上院によって修正案とともに下院に差戻された場合、下院は上院によって承認された案を表決に付すものとする。
- ③ 下院が上院に承認された案に賛成しない場合、その法案につき下院は上院に提出されたときの原案で、再度表決に付することができる。法案は、総下院議員の単純過半数によって可決された場合、採択される。
- ④ 否決、または差戻しを受けた法案は、下院の審議にあってはいかなる修正も許されない。

第48条

上院が法案に関与をしない旨表明した場合、その決定により法案は採択される。

第49条

- ① 国会の同意を必要とする条約は、法案と同様にして国会により可決されるものとする。
- ② 人権および基本的自由に関する条約、一般的性質を持つ政治条約および経済条

約ならびにその履行に法律が必要な条約には、国会の同意が必要とされる。

第50条

- ① 共和国大統領は、共和国大統領のもとに提出された日から15日以内に、憲法的法律を例外として、理由を示した注釈を付して、採択された法律を差戻す権利を有するものとする。
- ② 下院は、差戻された法律について再度表決に付す。修正は、許されない。下院が、総下院議員の単純過半数によって、差戻された法律について再度可決した場合、法律は公布される。その他の場合、法律は採択されなかったものとみなされる。

第51条

採択された法律は、下院議長、共和国大統領および首相によって署名されるものとする。

第52条

発効するにあたり、法律は公布されなくてはならない。公布手続については法律で定めるものとする。国会により承認された条約についても同様とする。

第53条

- ① 各下院議員は、政府または政府構成員に、その権限領域に属する事項について、質問する権利を有する。
- ② 質問を受けた政府構成員は、その日から30日以内に、その質問に返答するものとする。

第3章 行政権—共和国大統領

第54条

- ① 共和国大統領は、国家元首である。
- ② 共和国大統領は、国会により両院合同集会において選出されるものとする。
- ③ 共和国大統領は、その権限行使について責任を問われない。

第55条

共和国大統領は、宣誓によって職務につくものとする。共和国大統領の被選期間は5年とし、宣誓とともに開始する。

第56条

選挙は、大統領の任務の最後の30日の間に行われるものとする。共和国大統領が欠けた場合は、選挙は30日以内に行われるものとする。

第57条

- ① 上院議員の被選挙資格を有するいかなる市民も、共和国大統領に選出されることができる。
- ② 何人も、三期連続で選出されえない。

第58条

- ① 候補者は、少なくとも10人以上の下院議員または上院議員によって推薦される。
- ② 共和国大統領に選出される者は、総下院議員の単純過半数によって支持され、かつ総上院議員の単純過半数によっても支持される候補者とする。
- ③ 候補者のいずれについても、総下院議員および総上院議員の単純過半数によって支持されない場合には、2週間以内に第二次選挙を行うものとする。
- ④ 第二次選挙の資格のある者は、下院選で最多得票を獲得した者および上院選で最多得票を獲得した者である。
- ⑤ 下院において、または上院において、同数の最多得票を獲得した者が複数いる場合には、両院において投げられた得票が加算されるものとする。第二次選挙の資格のある候補者には、最多得票を獲得

した者になる。

- ⑥ 被選出者は、出席する下院議員の単純過半数のみならず、出席する上院議員のそれをも獲得した者でなくてはならない。
- ⑦ 第二次選挙においてもなお共和国大統領が選出されない場合は、第三次選挙を2週間以内に行う。この第三次選挙の被選出者は、第二次選挙で出席する下院および上院議員の単純過半数を獲得した者とする。
- ⑧ 第三次選挙においてもなお共和国大統領が選出されない場合は、改めて選挙を実施するものとする。

第59条

- ① 共和国大統領は、両院合同集会において下院議長に対し宣誓を行う。
- ② 共和国大統領の宣誓は、以下の通りとする。

「私は、チェコ共和国への忠誠を誓う。私は、共和国の憲法と法律を遵守することを誓う。私は自らの名誉にかけ、全人民の利益のために自らの最高の見識と良識をもって、自己の職務を遂行することを誓う。」

第60条

共和国大統領が宣誓を拒否した場合、または留保をともなって宣誓を行った場合、選出されなかったものとみなされる。

第61条

共和国大統領は、下院議長に申し立てることにより、辞職することができる。

第62条

共和国大統領は、

- a. 首相およびその他の政府構成員を任免し、辞職を認める。また、政府を解散させ、またその辞職を認める。
- b. 下院の会議を招集する。

c. 下院を解散する。

d. 大統領が辞職を認め、または解散した政府に、新政府が任命されるまで、政府の職務の暫定的な行使を委ねることができる。

e. 憲法裁判所の裁判官および長官、副長官を任命する。

f. 裁判官の中から、最高裁の長官および副長官を任命する。

g. 裁判所の科した刑を免責・軽減し、刑事訴訟手続を執行しないよう命じることができる。また、執行されていた場合は、それを停止し、判決を無効とする。

h. 憲法的法律を例外として、採択された法律を国会に差戻す権利を有する。

i. 法律に署名する。

j. 最高監査院の長官および副長官を任命する。

k. チェコ国民銀行の銀行評議会の構成員を任命する。

第63条

① 更に、共和国大統領は、

a. 外交上、国家を代表する。

b. 条約について交渉し、批准する。大統領は条約の交渉を、政府または政府の同意に基づき政府の個々の構成員に委任することができる。

c. 軍の最高司令官である。

d. 外国の諸大使、公使を接受する。

e. 大使、公使を信任し、召還する。

f. 下院および上院の選挙を布告する。

g. 将軍を任命し、昇進させる。

h. 他の機関にそれを委任しない限り、国の栄典を授与する。

i. 裁判官を任命する。

j. 恩赦を行う権利を有する。

② 共和国大統領は、それが法律で権限付けられている場合、憲法的法律で特に定められない諸権限についても、行使する

ことができる。

- ③ 前二項に従って下された共和国大統領の決定は、効力を発する為に、首相または首相により権限を与えられた政府の構成員によって副署されなくてはならない。
- ④ 首相、または首相に権限を与えられた政府の構成員によって副署されるべき共和国大統領の決定に関する責任は、政府が負うものとする。

第64条

- ① 共和国大統領は、国会の両院の集会および委員会ならびに審議会の会議に参加する権利をもつ。また要求すれば、発言をすることができる。
- ② 共和国大統領は、政府の集会に参加し、政府およびその構成員に報告を要求し、政府またはその構成員の責任の範囲内の事項について、政府およびその構成員に報告を要求し、政府またはその構成員の責任の範囲内の事項について、政府およびその構成員と協議する権利を有する。

第65条

- ① 共和国大統領は、逮捕・勾留され、また訴追されることはない。また、大統領は、法令違反またはその他の行政上の法

政 府

第67条

- ① 政府は、執行権の最高機関である。
- ② 政府は、首相、副首相および大臣から構成される。

第68条

- ① 政府は、下院に対し責任を負う。
- ② 首相は、共和国大統領によって任命される。首相の提案に基づき、大統領は、政府のその他構成員を任命し、政府構成員に省またはその他の官庁を指揮する権

違反について訴追されない。

- ② 共和国大統領は、国家反逆罪に関してのみ訴追されうるものとし、上院の提訴に基づいて憲法裁判所によってのみ審理されうるものとする。刑罰は、大統領の地位の喪失および復職の適格の喪失としうる。
- ③ 共和国大統領としての職務行使の間に犯したいかなる犯罪についての訴追も、永久に排除される。

第66条

共和国大統領が欠け、新たな共和国大統領が未だ選出されずまたは宣誓をしていない場合、ならびに共和国大統領が重大な理由によりその役職を行使できない場合に、上院および下院が以下の効力に関する決議を採択した場合、首相は第63条第1項a, b, c, d, e, h, i, jおよび第63条第2項に規定された職務を行使する権限を与えられる。首相が共和国大統領の上記の職務を行使する際に、下院議長は第62条a, b, c, d, eおよびkに規定された共和国大統領の職務を行使する権限を与えられる。下院解散中に共和国大統領の役職が空席の場合、これらの職務は上院議長によって行使される。

限を与える。

- ③ 政府は、任命から30日以内に、下院に出席し下院の信任表明を求めるものとする。
- ④ 新たに任命された政府が下院の信任をえられなかった場合、以後の手続は前二項の規定に従って処理される。以上の方法に従って任命された政府も下院の信任を得られなかった場合、共和国大統領は下院議長によって指名された首相を任命

する。

- ⑤ その他の場合に、共和国大統領は首相の提案に基づき政府構成員を任免し、政府構成員に省またはその他の官庁を指揮する権限を与える。

第69条

- ① 政府構成員は、共和国大統領に対して宣誓を行うものとする。
② 政府構成員の宣誓は、以下の通りとする。

「私はチェコ共和国への忠誠を誓う。私は、共和国の憲法と法律を遵守し、それらを実施することを誓う。私は自らの名誉にかけて、自己の職務を誠実に遂行し、その地位を濫用しないことを誓う。」

第70条

政府構成員は、自らの職務の行使と両立不能な性質を有するいかなる活動にも従事してはならない。詳細については法律で定める。

第71条

政府は、下院に信任表明に関する要求を提出することができる。

第72条

- ① 下院は、政府に不信任を表明することができる。
② 政府に対する不信任投票の提案は、少なくとも50人の下院議員によって書面により提出された場合に限り、下院によって審議されるものとする。提案の採択には総下院議員の単純過半数の票を必要とする。

第73条

- ① 首相は、辞任を大統領に申し出ることができる。政府の他の構成員は、首相を通じて辞任を共和国大統領に申し出ることができる。
② 下院が信任表明の要求を否決し、または不信任を表明した場合、政府は、辞職

する。政府は常に、新たに選出された下院の組織会議の後に辞職する。

- ③ 政府が前項により辞職した場合、共和国大統領は、その辞職を受け入れるものとする。

第74条

共和国大統領は、首相によって提案された場合、政府構成員を罷免する。

第75条

共和国大統領は、辞職義務があるにもかかわらず辞職しない政府を解散することができる。

第76条

- ① 政府は、閣議で決定する。
② 政府による決定の採択には、全構成員の単純過半数による支持が必要である。

第77条

- ① 政府は、政府の活動を組織し、会議の議長を務め、その代表として活動し、憲法およびその他の法律によって首相に委任されたその他の諸活動を遂行する。
② 副首相または他の委任された政府構成員は、首相の代理となる。

第78条

政府は、法律をその範囲内で実施するために命令を出す権限を与えられる。命令は、首相と関係政府構成員によって署名されるものとする。

第79条

- ① 省およびその他の行政機関は、法律によってのみ設置され、その権限が規定される。
② 省およびその他の行政機関における国家公務員の法的関係は、法律によって規定される。
③ 省、その他の行政官庁および地方自治体の機関は、法律に基づきかつ法律の範囲内で、法律により授權されている場合、法的規程を定めることができる。

第80条

他の職務の遂行も行う。

- ① 検察庁は、刑事手続において公訴を行う。② 検察庁の地位と権限は、法律で規定する。また検察庁は、法律が定める場合、

第4章 司 法 権

第81条

独立の裁判所は、共和国の名の下に司法権を行使する。

また他の裁判所に転任されることはない。特に懲罰責任に基づく例外は、法律によって規定される。

第82条

- ① 裁判官は、その職務の遂行において独立している。何人も、裁判官の公平性を侵害することは許されない。
② 裁判官はその意思に反して罷免され、

- ③ 裁判官の職務は、共和国大統領、国会議員またはいかなる公共機関の職務も兼任できない。裁判官の職務の行使と兼任できないその他の活動の形式は、法律によって定められる。

憲法裁判所

第83条

憲法裁判所は、合憲性を保障する司法機関である。

- ③ 裁判官が宣誓の拒否、または留保付きで宣誓をする場合、その裁判官は任命されていないものとする。

第84条

- ① 憲法裁判所は、10年の任期で任命された15人の裁判官で構成される。
② 憲法裁判所裁判官は、上院の同意を得て、共和国大統領により任命される。
③ 上院への被選挙資格を有し、大学の法学教育を修め、法律職に少なくとも10年間従事した、刑罰を受けたことのない市民は、憲法裁判所裁判官に任命される資格を有する。

第86条

- ① 憲法裁判所裁判官は、上院の同意なしに訴追されない。上院が同意を拒否した場合、当該訴追は永久に排除される。
② 憲法裁判所裁判官は、現行犯またはその直後に捕らえられた場合にのみ、逮捕・勾留されうる。権限を有する機関が、拘禁につき上院議長に直ちに通知しなければならない。被拘禁者が裁判所に移送されることにつき上院議長が拘禁後24時間以内に同意を与えない場合、権限を有する機関は、被拘禁者を釈放しなければならない。その直後の会議において、上院は、訴追の許可に関する終局的効力を有する決定を行うものとする。
③ 憲法裁判所裁判官は、自らの職務の行使との関連で知りえた事柄について、その退職後であっても証言を拒否する権利を有する。

第85条

- ① 憲法裁判所裁判官は、共和国大統領に対して宣誓を行うことにより、その職責を負う。
② 憲法裁判所裁判官の宣誓は、以下の通りとする。
「私は自らの名誉と良心にかけて、人の自然権と市民の諸権利の不可侵性を擁護し、憲法に従い、独立して公平に自らの信念に基いて判決を下すことを誓う。」

第87条

- ① 憲法裁判所は、以下の事項について裁判する。
- a. 憲法および第10条による条約と矛盾する場合の、法律またはその個々の条項の無効。
 - b. 憲法、法律および第10条による条約と矛盾する場合の、法的規程またはその個々の条項の無効。
 - c. 国家による違法な介入に対する地方自治体諸機関の憲法異議。
 - d. 憲法上保障された基本的権利および自由に対する公権力の諸機関による効力を有する決定またはその他の形式の介入に対する憲法異議。
 - e. 上院または下院の選挙の有効性に関する決定に対する法的救済。
 - f. 第25条に定められた上院または下院の職務の遂行についての資格の喪失および不一致に関して疑いのある場合。
 - g. 第65条第2項による共和国大統領に対する上院の憲法上の提訴。
 - h. 第66条に基づく上院および下院の決議に関する共和国大統領による無効の提案。
 - i. 他の方法では実行されない場合、チェコ共和国を拘束する国際法廷の判決の実行に必要な措置。
 - j. 政党の解散に関する決定、または政党の活動に関するその他の決定と、憲法的

裁 判 所**第90条**

裁判所は、法律の定める方式により、権利を保護するものとする。裁判所のみが犯罪に対する罪責と刑罰について決定を下す。

第91条

- ① 裁判所制度は、最高裁判所、最高行政

法律およびその他の法律との適合性。

- k. 法律が他の機関にその紛争を処理する権限を付与していない場合、国家機関と地方自治体機関のそれぞれの権限範囲に関わる争訟。
- ② 憲法裁判所に代わり最高行政裁判所に次のことについて裁判するよう法律で定めることができる。
 - a. 法律と矛盾する場合の法的規程およびその個々の条項の無効。
 - b. 法律が他の機関にその紛争を処理する権限を与えていない場合、国家機関と地方自治体機関のそれぞれの権限範囲に関わる争訟。

第88条

- ① 法律は、憲法裁判所による手続の開始を求める申立を提出することができる者およびその条件を規定し、そのための手続規則も定める。
- ② 判決を下すにあたり、憲法裁判所裁判官は憲法および第10条による条約ならびに前項の定める法律にのみ拘束される。

第89条

- ① 憲法裁判所の判決は、憲法裁判所がその効力について他の方法を決定しない場合、法律によって規定された方法により公布後直ちに発効する。
- ② 憲法裁判所の確定判決は、全ての機関および個人を拘束する。

裁判所、高等裁判所、地方裁判所および地区裁判所によって構成される。法律はそれらに異なる名称を定めることができる。

- ② 裁判所の権限および組織は、法律によって規定される。

第92条

最高裁判所は、裁判所の管轄のもとにある事件については、憲法裁判所または最高行政裁判所によって決定されるべき事案をのぞき、最高の司法機関である。

第93条

- ① 裁判官は、共和国大統領によって、期間の制限なしに職務に任命される。裁判官は、宣誓を行うことによって、その職務を開始する。
- ② 大学の法律教育を修めた、刑罰を受けたことのない市民は、裁判官に任命される資格を有する。その他の条件と手続は、法律で定める。

第94条

- ① 法律は、裁判官が合議体において判決を下す場合および合議体の構成について定める。その他の場合には、裁判官は単独で判決を下す。

- ② 法律は、裁判官の他に、市民が裁判所の決定に参加することができる事案および方法を規定するものとする。

第95条

- ① 裁判官は、その判決に際して法律に拘束される。裁判官は、法律とその他の法的規程との整合性を審査する権限が与えられる。
- ② 裁判官が、審理中の事案の解決のために適用されるべき法律が、憲法に反するという結論に至った場合、裁判所はその事案につき憲法裁判所に送付するものとする。

第96条

- ① 訴訟における全当事者は、法廷において平等な権利を有する。
- ② 裁判手続は、口頭、かつ公開でなければならない。但し、例外は、法律で規定される。判決は、常に公開される。

第5章 最高監査院

第97条

- ① 最高監査院は、独立した機関である。最高監査院は、国家財産の運用および予算の執行を監督し管理する。
- ② 最高監査院の長官および副長官は、下

院による指名に基づき、共和国大統領によって任命される。

- ③ 地位、権限、組織的構造およびその他の詳細については、法律で定める。

第6章 チェコ国民銀行

第98条

- ① チェコ国民銀行は、国家の中央銀行である。その活動の主要な目的は、通貨の安定をはかることである。その活動に対するいかなる介入も、法律に基づく場合

にのみ許される。

- ② チェコ国民銀行の地位と管轄、またその他の詳細については、法律によって規定される。

第7章 地方自治

第99条

チェコ共和国の領土は、基層地方自治体からなる自治体に分割される。上級地方自治体は、州および県である。

第100条

- ① 地方自治体は、自治権を有する市民からなる地域の共同体である。そうした自治体が行政区画を形成する際には、法律が規定を設ける。
- ② 自治体は、常に上級地方自治体の一部を形成する。
- ③ 上級地方自治体は、憲法的法律によってのみ設置され、または廃止されることができる。

第101条

- ① 自治体は、代表機関により独立して統治される。
- ② 上級地方自治体は、代表機関により独立して統治される。
- ③ 地方自治体は、個有の財産を有し独自の予算に従って統治される公共団体である。
- ④ 国家は、地方自治体の活動に、それが法律の遵守のために必要であり、かつ法律によって規定された方法によつての

み、介入することができる。

第102条

- ① 代表機関の構成員は、普通、平等および直接選挙権に基づいた秘密投票により、選出される。
- ② 代表機関の任期は、4年とする。法律は、代表機関の新選挙が任期満了前に布告されるべき条件について規定する。

第103条

上級地方自治体の名称は、代表機関によって決定される。

第104条

- ① 代表機関の権限は、法律によってのみ決定される。
- ② 自治体の代表機関は、法律により上級地方自治体の代表機関に委任されていない場合に限り、自治体に関する事柄について決定する。
- ③ 代表機関は、その権限の範囲内で一般的な拘束力を有する条例を制定することができる。

第105条

国家行政の行使は、法律によって定められた場合に限り、自治体の機関に委任することができる。

第8章 経過・最終規定

第106条

- ① この憲法が施行される日、チェコ国民議会は、1996年6月6日にその被選期間を終える下院となる。
- ② 憲法に定めた上院選挙の時まで、上院の職務は、暫定の上院によって執行される。暫定上院は、憲法的法律によって定められた方式によって充当される。上記

の法律が施行されるまで、上院の職務は下院によって執行される。

- ③ 下院は、前項に定める上院の職務を遂行する限り、解散されない。
- ④ 両院の手続規則を規定する法律が採択されるまで、各院における手続は、チェコ国民議会の議院規則によって処理される。

第107条

- ① 上院の選挙を管理する法律は、第一回目の上院選挙において、任期が2年の3分の1の上院議員と任期が4年の3分の1の上院議員を決定する方法を規定する。
- ② 上院の任期は、選挙の日から30日目を越えない開会に適当な時期に、共和国大統領が招集する。大統領がそれを行わない場合、上院は選挙の日から30日目に集会する。

第108条

1992年の総選挙後に任命され、憲法が施行された日にその職務を行使しているチェコ共和国政府は、この憲法に従って任命された政府としてみなされる。

第109条

検察庁が設置されるまで、その職務は、チェコ共和国検察庁長官が行使する。

第110条

1993年12月31日まで、裁判所制度は、軍事裁判所も含む。

第111条

憲法施行日に司法上の職務を執行しているチェコ共和国の全ての裁判所の裁判

官は、チェコ共和国憲法に従って任命された裁判官とする。

第112条

① チェコ共和国の憲法秩序は、本憲法、基本的権利および自由の章典、本憲法に基づいて制定された憲法的法律ならびに、チェコスロヴァキア共和国国民議会、チェコスロヴァキア社会主義共和国連邦議会およびチェコ国民議会のチェコ共和国国境について規定した憲法的法律、および1992年6月6日以降に採択されたチェコ国民議会の憲法的法律によって構成される。

② 現行憲法、チェコスロヴァキア連邦に関する憲法的法律、それを事後に修正した憲法的法律、および法令集1990年第67号に記載されたチェコ共和国の国家シンボルを定めたチェコ国民議会の憲法的法律は、本憲法により廃止される。

③ 憲法の施行日において、チェコ共和国の領域内において有効なその他の憲法的法律は、今後も法律として有効である。

第113条

この憲法は、1993年1月1日に施行される。

署名

M. ウフデ（下院議長）

V. クラウス（首相）

※

標記翻訳資料は、早稲田大学比較法研究所共同研究プロジェクト「旧ソ連・東欧諸国における体制転換と法」における研究成果の一環としてある。翻訳の際の底本として、以下の文献に収録されているチェコ語及び英語によるチェコ憲法典を用いた。

（1）Aleš Gerloch, Jiří Hřebejk, Vladimír Zoubek, Ústavní systém České republiky, 1994, Praha

(2) Council of Europe Publishing, The Rebirth of Democracy: 12 Constitutions of Central and Eastern Europe, 2nd Edition, 1996, Netherlands

(3) <http://www.psp.cz/cgi-bin/dee/docs/laws/constitution.html> ; Verfassung der Tschechischen Republik vom 16. Dezember 1992

1993年1月1日を期して、チェコスロヴァキア連邦国家は、チェコ共和国とスロヴァキア共和国に分離することになった。第一次世界大戦の帰結において崩壊したオーストリア＝ハンガリー二重帝国から独立したチェコスロヴァキアは、1920年憲法の下に二院制の国民議会とこれにより選出される大統領制からなる第一共和制を形成した。ドイツ軍による占領を経て第二次世界大戦後にこれが一次復活したが、1948年2月事件を直接の契機として、同年5月に1936年ソビエト連邦憲法を基本的範型としたチェコスロヴァキア共和国憲法が成立する。1960年には東ヨーロッパ社会主義諸国圏にあって最初の「社会主義憲法」として、チェコスロヴァキア社会主義共和国憲法が制定されるが、1968年の「プラハの春」における体制内「民主化」の帰結として、ソビエト社会主義連邦制をモデルとした連邦制国家に移行している（1968年10月憲法的法律第143号）。

1989年に生じた「東欧革命」にあって、いわゆる「ビロード革命」を通じ1960年＝68年社会主義憲法体制の改革が行われ、社会主義共和制から民主共和制へと転換した。1989年12月憲法改正と1990年6月総選挙がその顕著な指標としてある。しかしながら、1992年総選挙を契機として、両連邦構成共和国と連邦国家の権限配分が政治的争点となるに及び、両共和国の交渉と合意の下に、連邦制国家の解体が確定するに至った。

チェコ共和国新憲法は、こうした事態に対応して、1992年12月16日に議会で採択され、翌93年1月1日に施行されたものである。その後、同憲法の「経過・最終規定」に基づいて、1996年に上院選挙が施行されており、また下院選挙については、1996年、1998年、2002年に行われている。

以上の経緯については、さしあたり以下の文献を参照されたい。

(1) The Rebirth of Democracy, pp.85-88

(2) Edited by Jiří Musil, The End of Czechoslovakia, Central European University Press, 1995

(3) 木田純一編『社会主義国憲法集』第2巻，中央大学生協出版局，1977年

(4) 伊東孝之編著『東欧政治ハンドブック』第3章（林忠行），第4章（長興進），日本国際問題研究所，1995年

(5) 林 忠行「チェコ共和国における地方自治改革と政党政治—1993-2000年—」『スラヴ研究』第49号，2002年

なお，作業の最終行程において，長興進教授（早稲田大学政治経済学部）より，チェコ語テキストに基づく御教示を得ることができた。記して謝意を表したい。

（早川弘道）